

利用できる介護サービス

在宅サービス

訪問してもらい利用するサービス

- ・訪問介護(ホームヘルプ)
ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護や、調理、掃除などの生活援助を行います。
- ・訪問入浴介護
介護士と看護師が居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護をします。
- ・訪問リハビリテーション
理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリをします。
- ・居宅療養管理指導
医師、歯科医、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。
- ・訪問看護
疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

施設に通って利用するサービス

- ・通所介護(デイサービス)
通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
- ・通所リハビリテーション(デイケア)
介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

施設に短期間入所して利用するサービス

- ・短期入所生活介護(ショートステイ)
介護老人福祉施設等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。
- ・短期入所療養介護(医療型ショートステイ)
介護老人保健施設等に短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

地域密着型サービス

多機能なサービス

- ・小規模多機能型居宅介護
通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

小規模な施設サービス

- ・地域密着型介護老人福祉施設
定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事、入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

認知高齢者を対象としたサービス

- ・認知症対応型通所介護
認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで行われます。
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

施設サービス

生活全般の介護が必要

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
常時介護が必要で自宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

リハビリを受けたい

- ・介護老人保健施設
状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。

病院での長期的な療養が必要

- ・介護療養型施設(療養病床等)
急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。

介護サービスの利用のしかた (要介護・要支援の認定を受けておられる方)

在宅でサービスを利用したい
(要介護1~5、要支援1・2の方)

施設に入所したい
(要介護1~5)

ケアプラン作成を依頼

居宅介護支援事業者のケアマネジャーまたは地域包括支援センターの保健師等に、介護サービス計画の作成を申し込みます。

介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業所などに紹介してもらうこともできます。

ケアプランの作成

- 1 利用者の現状を把握
ケアマネジャーまたは保健師等が利用者とは面接し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。
- 2 サービス事業者との話し合い
利用者本人や家族とサービス事業者の担当者がケアマネジャーを中心に話し合います。
- 3 ケアプランの作成
作成されたケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。
- 4 相談は無料
ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者に自己負担はありません。

ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネジャーが利用者に向けたケアプランを作成します。

サービス事業者と契約

訪問介護や通所介護などを行うサービス事業者と契約します。

施設サービスを利用

作成されたケアプランにもとづきサービスを利用します。

在宅サービスを利用

作成されたケアプランにもとづきサービスを利用します。